

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の育児休業等に関する規程

〔平成9年10月24日〕
規程第6号

改正 平成18年3月31日規程第3号

平成22年6月30日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 法第2条第1項の規定により定める職員は、次の各号に定める職員とする。

- (1) 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員
- (2) 長野県上伊那広域水道用水企業団職員の定年等に関する条例(昭和60年条例第1号)において準用する長野県の職員の定年等に関する条例(昭和59年長野県条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
(法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として定める期間)

第2条の2 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の規定により定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の規定により定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業している職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について企業長に申し出た場合に限る。)
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること

となったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 法第3条第2項の規定により定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 法第5条第2項の規定により定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(部分休業の承認)

(部分休業の承認)

第6条 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(企業長が定める職員にあっては企業長が定める時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第7条 第5条の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の規定で定める事由について準用する。

(準用規定)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱い並びに部分休業した職員の給与の取扱いは、当分の間、伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)の適用を受ける伊那市長の事務部局の職員の例による。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。